

令和8年度秋田県専門コース別研修【意思決定支援】開催要領

1. 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用者支援等の援助技術を習得することにより、相談支援専門員及びサービス管理責任者等の質の向上を図ることを目的として本研修を実施する。

なお、本研修の修了は、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するために必須ではありません。

2. 主催 秋田県

3. 主管 秋田県障害者社会参加推進センター(社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会)

4. 研修日程・会場・受講定員

研修日程	会場	受講定員	申込受付期間
6月9日(火)	秋田県社会福祉会館 10階大会議室 (秋田市旭北栄町1番5号)	30名程度	4月21日(火) ～ 4月30日(木)

5. 受講対象者

現在、秋田県内の事業所において相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事している方

※定員を超える申込みがあった場合は、次の方を優先とします。

- ①基幹相談支援センターの相談支援専門員
- ②施設入所支援に従事するサービス管理責任者及び福祉型障害児入所施設に従事する児童発達支援管理責任者

6. 研修カリキュラム(詳細は、受講決定時にお知らせします)

意思決定支援の必要性(1H)、意思決定支援とは(1H)、意思決定支援ガイドラインの構造(0.5H)
意思決定支援に向けたプロセス(2.5H)、意思決定支援上の情報収集と記録化(1H) 計6.0H

7. 申込方法・受講決定・受講料

(1)申込方法

①令和8年4月21日(火)から4月30日(木)午後5時(必着)までに、当協会ホームページに掲載している秋田県専門コース別研修【意思決定支援】申込フォームに必要事項を入力し、お申込みください。

<https://ww100132.normanet.ne.jp/>

申込後、フォームから自動返信メールが届きます。返信メールが届かない場合は、登録した自分のメールアドレスに入力誤りがあるか、「迷惑メールフォルダ」に入っていないかを確認した上で、速やかに研修事務局までご連絡ください。

②郵送での提出書類

【様式1号】受講要件証明書

受講に係る提出書類については、5月1日(金)までに郵送してください。

〒010-0922

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館内

秋田県障害者社会参加推進センター 研修担当宛

(2)受講決定

受講申込のあった事業所に対して、5月中旬にメールで受講決定通知を送ります。

(3)受講料

無 料

8. 修了証書の交付等

(1)研修を修了した受講者には、秋田県知事による修了証書を交付します。

(2)研修は全日程を受講する必要があり、遅刻、中座、早退等は欠席として扱い、修了証書の交付はできません。
また、研修中に進行の妨げになる発言・行動があった場合又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合(居眠り、携帯電話の私的使用、演習中のグループ討議等における途中離脱や無言・参加拒否等)は、退場していただくことがあります。この場合、修了証書の交付はできませんのでご注意ください。

9. その他

- (1)本研修で使用する講義・演習資料は、5月中旬に当センターのホームページに掲載しますので、印刷し、受講当日は手元に置いて受講してください。(詳細は、受講決定時にお知らせします)
- (2)受講者に関する個人情報[※]は本研修のみの目的で使用し、他の目的での使用や無断で第三者に提供することはありません。また、研修修了者については修了証書番号、修了年月日、氏名及び連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、県が責任をもって一元的に管理することにしております。
- (3)会場となる秋田県社会福祉会館駐車場の駐車スペースには限りがあり、ご利用できない場合がありますので、公共交通機関や周辺の有料駐車場をご利用ください。
- (4)昼食は各自で準備願います。研修会場での飲食は可能です。
- (5)会場内の温度を調整しますが、温度差が出る場合がありますので、季節によっては上着やひざ掛け等で調整できるようにご準備をお願いします。

10. 問合せ先

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 県社会福祉会館1階

秋田県障害者社会参加推進センター 研修担当

TEL:018-864-2780(土日、祝日を除く9時から17時まで) FAX:018-864-2781

研修専用メール:sabikan@awc.or.jp